

厚生労働大臣の定める揭示事項

(2025年8月1日現在)

I. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

II. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、2025年6月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、2025年6月1日より、明細書を無料で発行しております。なお明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

III. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整えております。医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更になる可能性があった際には、患者様にご説明いたします。ご不明な点がございましたら、主治医にお尋ねください。

IV. 当院は九州厚生局長に下記の届出を行っております。

(1) 基本診療料の施設基準等にかかる届出

届出項目	受理番号		算定開始年月日
外来感染対策向上加算	(外来感染)	第365号	令和 7年 6月 1日
医療DX推進体制整備加算	(医療DX)	第951号	令和 7年 6月 1日
時間外対応加算 1	(時間外1)	第490号	令和 7年 6月 1日
機能強化加算	(機能強化)	第693号	令和 7年 8月 1日

(2) 特掲診療料の施設基準に係る届出

届出項目	受理番号		算定開始年月日
別添1の「第9」の1の(3)に規定する在宅療養支援診療所	(支援診3)	第841号	令和 7年 6月 1日
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	(在医総管1)	第831号	令和 7年 6月 1日
在宅がん医療総合診療料	(在総)	第746号	令和 7年 6月 1日
検体検査管理加算 (I)	(検I)	第169号	令和 7年 6月 1日
時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	(歩行)	第52号	令和 7年 6月 1日
外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	(外在べI)	第734号	令和 7年 7月 1日

(3) 機能強化加算について

当院では、健康診断の結果等に係ること、保健・福祉サービスに関することなども含め、夜間・休日を含め対応及び必要に応じた専門医又は専門医療機関への紹介を行っております。また医療機能情報提供制度を利用してかかりつけ医機能を有する医療機関が検索可能となっています。

(4) 医療情報取得加算について

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しております。受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

(5) 医療DX診療体制加算について

当院では、医療DXを推進するための体制として、以下の項目に取り組んでいます。

- ① オンライン請求を行っております。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ③ 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。
- ④ 電子処方箋を発行する体制については導入時期を検討しております。
- ⑤ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については今後導入時期を検討しております。
- ⑥ マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- ⑦ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示しています。
- ⑧ 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてウェブサイトに掲載を行っています。

(6) 生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱについて

生活習慣病（高血圧症、脂質異常症、糖尿病）に関して、療養指導に同意した方が対象となります。患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。

(7) 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数の薬が選択でき、患者様に必要な薬が提供しやすくなります。

VII.保険外負担に関する事項

- (1) 証明書、診断書などにつきましては、その利用日数、使用量、利用回数に応じて実費のご負担をお願いしております。

【診断書等】※消費税込み

○普通診断書	（規定料金）1,100円	○普通診断書	（組合員料金） 550円
○死亡診断書	（規定料金）4,400円	○死亡診断書	（組合員料金） 3,080円
○生命保険診断書	（規定料金）5,500円	○生命保険診断書	（組合員料金） 3,850円
○障害年金診断書	（規定料金）4,714円	○障害年金診断書	（組合員料金） 3,300円
○身体障害者診断書	（規定料金）4,714円	○身体障害者診断書	（組合員料金） 3,300円

※予防接種に関することその他の書類やご不明点は、窓口でお尋ねください。